

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月六日法律第一三五号)

一、提案理由(平成一四年一一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。

以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。

次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。

なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。

以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一九日)

保利耕輔君 ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法律案につきまして、特殊法人等改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

各法律案は、特殊法人等改革基本法にのっとり、昨年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等を解散し、またはその事業を見直した上で、実施する必要がある事業を独立行政法人に承継するとともに、七つの特殊法人等の民営化等を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

……………（略）……………

次に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案等七法律案は、七つの特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行おうとするものであります。

各法律案は、いずれも去る十月二十一日本院に提出され、十一月七日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日石原国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日から各法律案を一括して質疑に入り、同日及び十八日には小泉内閣総理大臣の出席を求めするなど、連日、熱心かつ慎重な審査を行いました。

審査におきましては、特殊法人等を独立行政法人とする趣旨及びその効果、独立行政法人移行後においても民間にゆだねられるものは民間にゆだねるなど、事務事業等の不断の見直しの必要性、独立行政法人評価委員会による評価のあり方、特殊法人等に在職する職員の雇用問題等、広範多岐にわたり論議が行われました。

昨十八日質疑を終局し、討論、採決の結果、各法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、各法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月一八日）

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 一 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 一 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員を選任についても同様とすること。
- 一 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立

行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

- 一 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 一 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

三、参議院総務委員長報告（平成一四年一二月二九日）

山崎力君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

三法律案は、いずれも、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、提出されたものであります。

……………（略）……………

最後に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体の代表者から成る合議制の意思決定機関を設置するほか、当該意思決定機関が役員を任命することとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、独立行政法人の業績評価の在り方、認可法人を特定独立行政法人に変更する理由、独立行政法人等の役員の人選や報酬の在り方、地方共同法人の性格等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一二月二八日）

（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平一四法一三三）の附帯決議と一括して掲載）